

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び
要支援認定有効期間の特例に関する疑義解釈について

計3枚（本紙を除く）

Vol.210

平成23年6月3日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護認定係・内線 3944）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成 2 3 年 6 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び
要支援認定有効期間の特例に関する疑義解釈について

東日本大震災の被災者等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、被災市町村の事務負担を軽減するため、「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成 2 3 年 5 月 2 7 日厚生労働省令第 6 6 号）」を制定したところです。

今般、その取扱いにあたり、別添の通り疑義解釈をまとめたので、管内市町村等に周知いただきますようお願いいたします。

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び
要支援認定有効期間の特例について（疑義解釈）

1. 今回の特例を適用し、認定有効期間を延長する場合、被保険者から事前に同意を得る必要があるのか。

(答)

事前の同意は不要であるが、認定有効期間を延長することについて被保険者への連絡を行っていただきたい。また、延長期間中に要介護（要支援）状態区分が変化すると推測される場合には区分変更申請が可能であることを周知する等、被保険者への連絡にあたっては十分な配慮をお願いしたい。

2. 今回の特例を適用する場合、被保険者への連絡はどのように行うのか。

(答)

可能な限り、通常の要介護（要支援）認定の結果通知と同様の方法で被保険者への通知を行っていただきたい。ただし、通知が困難な特別の事情がある場合については、通常の結果通知と異なる方法により連絡することで差しつかえない。

また、避難した被保険者の居所を把握できていない場合には、後日、通知等を行うことで差しつかえない。

3. 今回の特例を適用する場合、被保険者への通知はどのタイミングで行うべきか。例えば、平成 23 年 9 月に有効期間を満了する被保険者への延長の通知を今行っても良いか。

(答)

更新申請が、認定有効期間が満了する日の 60 日前から行えることを考えると、可能な限り、認定有効期間が満了する 60 日前までに行っていただきたい。

4. 認定有効期間の満了にあたり、要介護（要支援）状態区分が変化していることが推測される場合、どのような取扱いとすべきか。

(答)

個々の被保険者の状態に応じて対応をお願いしたいが、例えば原疾患の悪化等により要介護（要支援）状態区分が明らかに変化していることが推測される場合等については、認定有効期間を延長せずに認定有効期間を満了させ、市町村判断で特例居宅介護サービス費等の支給に切り替えることも可能である。

5. 今回の特例を適用して以降、被保険者の要介護（要支援）状態区分が変化していると推測される場合についてはどのような取扱いとすべきか。

（答）

通常の区分変更申請として取扱いいただきたい。

6. 今回の特例を適用して 6 ヶ月間有効期間を延長し、平成 24 年 3 月 31 日までに有効期間の満了を迎えた場合、再度、認定有効期間を延長することが可能か。

（答）

再度の延長はできない。

7. 3 月 11 日以降に、新規に要介護（要支援）認定を受けた方についても、平成 24 年 3 月 31 日までに有効期間の満了を迎えた場合、認定有効期間を延長することが可能か。

（答）

延長は可能である。